

鹿島市プレミアム付商品券発行等事業運営業務委託

上記業務にかかる公募型プロポーザル実施要領及び仕様書の質問について、次のとおり回答します。

鹿島市役所 産業部
商工観光課 商工労政係

No.	質問内容	回答
1	該当資料:仕様書 該当頁 :7-8 該当行 :27以降 該当項目:委託料の支払等 プレミアム原資と業務委託はいつ支払いされますか？ プレミアム原資は、(3) 委託料のうちプレミアム分に残金が生じた場合は、その相当額を委託者に返還とありますので、先に受託者に市から支払われるということで良いのでしょうか？ また、業務委託費は成果物の納品完了後(令和8年3月31日)以降に支払われるということで良いのでしょうか？	委託料は基本的に業務終了後の支払となるが、受託者の請求によって一部を事前に支払う(概算払い)ことができるため、プレミアム原資分の概算払いは可能です。
2	該当資料:仕様書 該当頁 :1 該当行 :24 該当項目:発行する商品券の概要 申込限度 電子商品券、紙商品券のいずれか、1人につき5口までとありますが、電子商品券と紙商品券合わせて1人につき5口のような申し込みは不可ということで良いのでしょうか？ その場合、両方に申し込まれた方は事務局で任意にどちらかを採用する(その旨を募集要項に記載する)ということで良いですか？	電子商品券と紙商品券合わせて1人につき5口のような申し込みは可能です。 例) 電子商品券2口、紙商品券3口
3	該当資料:仕様書 該当頁 :1 該当行 :31 該当項目:発行する商品券の概要 購入対象者 購入対象者は鹿島市民とのことですが、この証明はどのように実施するのでしょうか？ 申し込み時に住所とお名前を記載いただくということで良いですか？	お見込みのとおりです。
4	該当資料:仕様書 該当頁 :3 該当行 :16 該当項目:(2)プレミアム付商品券(電子・紙)の発行・管理等 ② 紙商品券の仕様 紙商品券の過去事例(デザインや偽造防止対応、印刷発注先、発注金額など)を開示いただくことは可能でしょうか？	契約締結後に開示可能です。
5	該当資料:仕様書 該当頁 :3 該当行 :2 該当項目:(2) プレミアム付商品券(電子・紙)の発行・管理等 ① 電子商品券の仕様 電子商品券の仕様でコンビニエンスストアでの現金決済による販売とありますが、本コンビニエンスストアは鹿島市内に限定する必要がありますか？	限定する必要はありません。